

◇医療・看護・介護・福祉の役立つ情報、元気が出る！医労連のホームページをご覧ください  
<http://www.aichi-irouren.jp/>

## 愛知県医労連 【秋闘速報⑬】

発行 2009年9月4日 愛知県医労連・原書記長

連絡先 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3労働会館本館403

TEL052-883-6955 FAX052-883-6956 E-mail irouren@roren.net

<各労組・支部の「ニュース」など情報を送って下さい>

### 院内保育所への人件費補助で前進 昨年度に続き今年も国「補助金要綱」を大幅改正

### 大幅増員闘争のおおきな成果！

#### ◆ 院内保育所の人件費補助単価が大幅アップ 18万0,800円へ(昨年プラス+2万7,100円アップ)

(注) 昨年から医師、看護師の人材確保を明確な目的として国は、補助単価を大きく引き上げてきています。まさに大幅増員運動の成果！。もっともっとみんなで運動し改善させよう

参考	2007年度	2008年度	2008年度
	14万4,4250円	15万3,700円 (+9,450円)	18万0,800円 (+27,100円)

#### ◆ 24時間保育等基準額もアップ 2万0,080円へ(昨年プラス+1万4,980円アップ) 医師の救急体制を念頭においた、国による施策

### 9/4 愛知県と院内保育の要求 関係4団体で共同交渉を実施

(注)医労連、自治労連、福祉保育労等)



<写真> 愛知県交渉の参加者のみなさん

## 国の保育所への大幅単価アップをしっかりと受け止め、 愛知県は、満額予算の確保を!と要求

交渉は、愛知県からは健康福祉部・医務国保課看護対策グループ2名。医労連ら4団体から22名が参加。まず、4団体を代表し医労連の原副執行委員長がつぎのように挨拶し、交渉に入りました。

「医師、看護・介護職員不足は、社会問題となっており、緊急対策が言われている。今回は、昨年につづき、国が人材確保対策として昨年にも増して大幅な保育士に対する補助金単価の大幅アップを行った。院内保育所の役割を認めた形だ。この制度改正を愛知県もしっかりと受け止め、愛知県としても満額予算を確保して欲しい。

さらに、先頃の解散総選挙では、わたしたちが全国で運動してきた医療崩壊、介護崩壊を食い止めて、県民の命を守るための大幅増員運動が選挙の争点になった。政権与党になる民主党らをはじめ、これまで社会保障を改悪してきた自民公明各党も、社会保障費を2200億円削減することはやめ、予算増額を公約した。医療・介護の県民サービスの拡充は、われわれ現場と愛知県行政がひとつになって対策を取らなければ進まない。いっそうの努力をお願いします。

## みなさんの運動があったから、補助金予算が確保できた 愛知県は7/14付けで各対象施設に決定通知した、と回答

愛知県の回答は、「未曾有の経済不況で愛知県の税収入が大幅にダウンしており、愛知県の方針は、分野をかまわず全分野で予算マイナスのシーリング（予算の概算要求、結果大幅予算カット）が徹底されている。しかし、医師、看護師の増員運動による国の単価制度の改善があったから、補助金を削減させないことは、もちろんのこと、国の制度改善に対しても、愛知県から予算増を行わせることができた。

「平成20年度の保育所への補助金要綱が改正された（表面、記事参考）」は、施設状況より異なるが、30%程の収入増の計算になる。」としました。

## もっと、もっと改善を!

## 児童福祉法・補助金単価と比べ、院内保育所は金額開き 社会的な意義を認め、格差解消を

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金	19万5,228円
院内保育所補助金	18万0,800円
差額	1万4,428円

(1) 具体的な改善項目では、① 補助金増額、低い基準単価の見直し ② 補助金制度が病院に働く職員にのみ限定されている問題を追及。老人保健施設・訪問看護・特別養護老人ホーム等ではたらく職員も対象とすべき、等を要求しました。

(2) 交渉のなかでは、保育所が医師や看護師の人材を確保し、地域医療守るための欠かせない行政上の施策の位置づけるべき。企業の「福利厚生施設」の範囲を超えて「児童福祉法」と同等の制度改善をとの発言が相次いで出されました。

院内保育所予算を増やせ! 引き続き愛知県と国の制度改善を求め運動しましょう

(交渉参加者のみなさん、ごくろうさまでした)

県医労連 8名 (書記局 2、全医労愛知地区 1、国立東尾張 1、南 3、名南会 1)

自治労連 6名 (県本部 1、名古屋市病院労組・緑市民 1、東市民 1、城北市民 2、半田市民 1)、

福保労 8名 (書記局 2、ぽっぽ保育所・東市民 2、ぽんぽこ・緑市民 1

くさのみ保育所・城北1、あいあい保育所・城西 2 全体合計 22名

# 病院内保育所事業について

## ◎趣旨

子どもを持つ看護職員等の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営費の一部(人件費等)や、開設のための施設整備について補助をするもの。

また、24時間保育、病児等保育に対応するための助成も実施。

## ◎概要

- 補助率 1/3(国1/3、県1/3、事業者1/3)
- 平成21年度予算 1,994百万円 (平成20年度予算額 1,535百万円)
- 平成21年度：運営費補助か所数1,132か所、24時間保育促進費対象655か所、病児等保育対象56か所、緊急一時保育加算対象25か所
- 平成21年度においては、補助基準額の嵩上げを実施
  - ・ 保育士一人あたりの補助基準額 153,700円/月 → 180,800円/月
  - ・ 24時間保育等基準額 17,060円/日 → 20,080円/日

※運営費については、公立医療機関及び公的医療機関については一般財源化されており、補助金の対象は民間病院のみ  
※施設整備については、公的医療機関及び民間病院のみ補助対象

(参考)院内保育を実施している病院数：2,754か所(平成17年)

(上記補助金を受けていないものも含む)

# 厚労省院内保育所補助状況年次表

2008年5月30日 日本医労連 作成

年次	助成を受けている施設数			助成額			合計(千円)
	特A	A	B	A型(年額)単位:円	B型(年額)単位:円	日額(年額)単位:円	
1974		179	100	279	(2,160円×25日×12月)×2人=1,296,000	(A×2)=2,592,000	163,728
75		247	117	364	(2,910円×25日×12月)×2人=1,746,000	(A×2)=3,492,000	279,942
76		315	134	449	(3,200円×25日×12月)×2人=1,920,000	(A×2)=3,840,000	373,120
77		365	159	524	(3,400円×25日×12月)×2人=2,040,000	(A×2)=4,080,000	464,440
78		415	184	599	(3,600円×25日×12月)×2人=2,160,000	(A×2)=4,320,000	563,760
79		359	264	623	(3,730円×25日×12月)×2人=2,238,000	(A×2)=4,476,000	658,718
80		435	224	659	(3,870円×25日×12月)×2人=2,322,000	(A×2)=4,644,000	683,442
1981		435	224	659	(4,050円×25日×12月)×2人=2,430,000	(A×2)=4,860,000	729,000
82		435	224	659	(4,270円×25日×12月)×2人=2,562,000	(A×2)=5,124,000	754,082
83		435	224	659	同上	同上	754,082
84		435	224	659	(4,130円×25日×12月)×2人=2,478,000	(A×2)=2,592,000	729,800
85		435	224	659	同上	同上	729,800
1986		435	224	659	同上	同上	729,800
87		288	243	567	同上	同上	729,800
88		288	243	567	同上	同上	729,800
89		288	243	567	同上	同上	729,800
90		230	345	616	月額105,300円×12月×2人=2,527,200	A×2=5,054,400	826,634
1991		351	349	41	月額109,000円×12月×2人=2,616,000	A×2=5,232,000	1,022,000
92		368	385	51	月額120,820円×12月×2人=2,899,680	A×2=5,799,360	1,378,991
93		394	430	51	月額135,800円×12月×2人=3,259,200	A×2=6,518,400	1,756,000
94		545	538	36	月額138,750円×12月×2人=3,330,000	A×2=6,666,000	2,283,553
95		620	612	40	※自治体を含む 月額140,250円×12月×2人=3,366,000	A×2=6,732,000	-1,941,319
96		739	541	41	※自治体を含む 月額142,000円×12月×2人=3,408,000	A×2=6,816,000	2,553,396
97		691	579	52	※自治体を含む 月額143,480円×12月×2人=3,443,520	A×2=6,887,040	-2,168,351
98		619	490	36	※自治体は一般財源化 月額144,920円×12月×2人=3,478,080	A×2=6,956,160	2,632,183
99		612	457	39	月額144,920円×12月×2人=3,478,080	A×2=6,956,160	-2,224,726
2000		603	414	32	月額147,860円×12月×2人=3,548,640	A×2=7,097,280	2,726,507
2001		599	425	34	月額147,860円×12月×2人=3,548,640	A×2=7,097,280	2,075,000
2002		602	444	29	月額147,860円×12月×2人=3,548,640	A×2=7,097,280	2,145,000
2003		588	406	35	月額145,390円×12月×2人=3,489,360	A×2=6,978,720	2,067,000
2004		598	388	33	月額144,860円×12月×2人=3,472,320	A×2=6,944,640	2,147,000
2005		593	381	31	月額144,860円×12月×2人=3,472,320	A×2=6,944,640	2,145,000
2006		549	346	25	月額144,250円×12月×2人=3,462,000	A×2=6,924,000	2,145,000
2007		441	428	43	月額144,250円×12月×2人=3,462,000	A×2=6,924,000	2,145,000
2008		70	538	434	月額153,700円×12月×2人=3,688,800	A×2=7,377,600	1,933,000
2009				1,132	月額180,080円×12月×2人=4,321,920	A×2=8,643,840	1,535,000

\*注1 厚生保険特別会計児童手当助定